

県有財産売払公告

下記の県有財産を一般競争入札（期間入札）により売払います。

1 売払物件

物件番号	所在地（建物概要等）	区分	数量	最低売却価格
1	高知市一宮徳谷 3134 番 2、3134 番 3	土地	公衆用道路 12.95 m ² 原野 37.95 m ²	1,658,965 円
2	安芸市染井町 709 番 8 （旧染井町待機宿舍跡地）	土地	609.81 m ²	6,400,000 円

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号の一に該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する者で、当該事実があった日から 3 年を経過しない者
- （3）高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成 23 年 3 月 10 日高知県訓令第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者
- （4）公有財産に関する事務に従事する職員で、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定に該当する者

3 入札心得書及び契約条項を示す場所及び期間

- （1）場所 高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号 高知県総務部管財課
- （2）期間 令和 6 年 7 月 16 日（火）から令和 6 年 7 月 26 日（金）まで

4 入札書等の用紙を交付する場所及び期間

3 の（1）及び（2）に同じ。

5 現地説明を行う日時

物件番号	日 時
1	令和 6 年 7 月 12 日（金）午後 1 時 30 分
2	令和 6 年 7 月 10 日（水）午後 2 時 00 分

現地説明を希望する者は、令和 6 年 7 月 9 日（火）までに、管財課に申し込むこと。希望者がいない場合は、現地説明は行わない。

6 入札保証金に関する事項

- （1）入札に参加しようとする者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を、指定された納付方法により納付しなければならない。
- （2）入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により返還する。この入札保証金には、利子を付さない。

7 入札の方法及び受付期間

（1）入札方法

入札は、4 の規定により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書及び誓約書を郵送用封筒に入れて、高知県総務部管財課財産管理担当あて、簡易書留による郵送または直接持参で申し込むものとする。

なお、入札書提出後、入札を取り消すことや入札書の記載内容の変更はできない。

(2) 入札受付期間

令和6年7月16日(火)午前8時30分から同月26日(金)午後5時15分まで(必着)

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和6年8月5日(月)午前10時から

(2) 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁 厚生棟2階東会議室

9 契約の締結

(1) 契約締結日は、落札の日から起算して10日以内とし、落札者は、契約締結と同時に契約保証金(契約保証金に代わる担保を含む。)として契約金額の100分の10以上の金額を納めなければならない。ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金は全額免除する。この契約保証金には、利子を付さない。

(2) 落札者が、落札の日から起算して10日以内に契約を結ばない場合は、6の入札保証金は県に帰属する。

10 売払代金の納入

契約を締結した者は、当該契約締結の日から20日以内に、県が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を県の収納機関に納付しなければならない。

11 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び入札心得書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

高知県総務部管財課 高知市丸ノ内一丁目2番20号

電話番号 088-823-9323

(2) 契約書作成の要否

要

なお、電子契約を希望する場合は申し出ること。

(3) 現地説明に不参加の者が入札に参加した場合は、現地説明における各種事項について了知しているものとみなす。

令和6年6月17日

高知県知事 濱田 省司